

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制定 昭和28年4月1日

条例第35号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	大 阪 市 医 療 扶 助 審 議 会	生活保護法による医療扶助の適正実施を図るため、要保護者の入退院、医療の範囲、その他医療の給付に関する事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和31年10月1日条例第37号）

この条例は、昭和31年11月1日から施行する。